

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとした全てのステークホルダーの期待に応えるため、企業価値の継続的な拡大を図り、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると認識しており、経営の健全性や透明性の確保、効率的でスピードある意思決定と事業遂行の実現に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本5原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
クレステック従業員持株会	333,700	10.27
高林 彰	330,000	10.16
名古屋中小企業投資育成(株)	306,400	9.43
日本生命保険相互会社	162,300	5.00
鈴木 一隆	160,000	4.92
(株)豊橋印刷社	125,000	3.85
富永 尚志	100,100	3.08
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	64,900	2.00
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券(株))	50,900	1.57
藤岡 和孝	50,000	1.54

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- 大株主の状況につきましては、平成29年6月30日現在の株主名簿に基づいて記載しております。
- 上記のほか当社所有の自己株式210,726株(6.49%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は支配株主を有していないため、該当する事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
竹澤 隆国	公認会計士											
佐藤 雅秀	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹澤 隆国	○	○	---	公認会計士として、会計及び財務に関する専門的な知識があり、その高い知見を当社グループの経営に生かしていただけると判断し社外取締役に選任しております。同氏は、当社株式を2,500株所有しておりますが、それ以外に当社との間で人的・資本的関係、又は取引関係、その他の重要な利害関係はありません。また、同氏は就任以前から当社グループとは特段の関係がなく、独立役員に選任しております。

佐藤 雅秀	○	○	---	公認会計士として、会計及び財務に関する専門的な知識があり、その高い知見を当社グループの経営に生かしていただけると判断し社外取締役を選任しております。同氏と当社との間で人的・資本的関係、又は取引関係、その他の重要な利害関係はありません。
-------	---	---	-----	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項
当社は監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会の要請に応じ、人事総務課等に所属する使用人が監査等委員会の職務を補助しております。
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
監査等委員会と会計監査人、内部監査室とは、定期的な情報・意見交換を行い、常に連携を取り合い、それぞれの監査の実効性の向上を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明 更新	
現在役位別の固定額となっている役員報酬を、「月額固定報酬」と「利益連動給与」に分割し、分割した「利益連動給与」については、役位別の標準額に基づき、連結営業利益目標達成度に応じて、0～150%の範囲で支給額を決定することとしております。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、平成28年9月27日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、下記には、平成28年9月27日開催の第32回定時株主総会の時をもって退任した取締役1名(うち社外取締役1名)及び監査役3名(うち社外監査役2名)を含めております。

取締役(監査等委員を除く)5名に対し、33,930千円(うち社外取締役1名に対し、600千円)、取締役(監査等委員)3名に対し、8,910千円(うち社外取締役2名に対し、3,600千円)を支払っております。また、監査等委員会設置会社移行前の監査役3名に対し、2,970千円(うち社外監査役2名に対し、1,200千円)を支払っております。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役へのサポート体制については、取締役会議案、報告事項の事前送付を行い、あらかじめ充分な検討ができるよう対応しております。また、その他伝達事項についても適宜提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、平成28年9月27日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を目的とする定款変更議案が承認可決されたことにより、監査役会設置会社から社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有する監査等委員会設置会社に移行しました。

この移行は、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るものであります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、模式図のとおりであります。

(1) 業務執行の状況

取締役会は4名の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、3名の監査等委員である取締役(うち、2名は社外取締役)で構成しており、原則として毎月1回開催しております。常勤取締役4名のうち3名は取締役兼執行役員であり、代表取締役社長を除いた3名が各部組織単位を統括管理しております。取締役会は、執行役員の職務執行状況を監督するのみでなく、当社経営における最高の意思決定機関でもあります。また、業務執行については、担当役員が職務権限規程に基づいて組織運営を行い、的確な意思決定のできる体制づくりに努めております。

経営会議は、役員、執行役員で構成しており、必要の都度開催しております。経営会議は経営上の意思決定機関ではありませんが、経営に関する報告・協議を行う機関であります。また、当社では、役員、執行役員、国内拠点長を出席者とする隔月の国内拠点長会議を開催し、更に海外の拠点長が出席するグローバルミーティングを年1回開催し、各部単位での売上高及び営業利益予算実績対比、主力得意先販売状況、各部トピックス等について報告・協議を行い、経営陣が迅速に情報共有できる体制を構築しております。

(2) 監査等委員会監査の状況

当社は監査等委員会を設置しており、原則として毎月1回開催しております。監査等委員会は3名体制とし、取締役(常勤監査等委員)1名、社外取締役(非常勤監査等委員)2名とし、監査体制の充実と監査業務の独立性・透明性の確保に努めております。

監査等委員は、現在3名であります。毎月開催される取締役会、また経営会議や拠点長会議等の重要会議に出席しており、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。海外子会社、国内主要事業所について、年間計画に基づき往査を行い、責任者、経理担当者などから聞き取りを行っております。

会計監査人とは、四半期決算、期末決算時に監査・レビューについて結果報告及び説明を受けると共に、必要に応じ意見交換や協議を行っております。また、内部監査室とは定期的な会合を行い、常に連携を取り合うことで、それぞれの監査の実効性の向上を図っております。

(3) 内部監査の状況

当社は、社長直轄の業務監査部門として、内部監査室を設置しております。内部監査室の人員は1名で、監査計画に基づく内部監査を実施しております。また、内部監査室は、監査等委員・会計監査人と定期的な情報・意見交換を行い、常に連携を取り合う体制を構築しております。

(4) 会計監査の状況

当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人の会計監査を受けております。

(5) 責任限定契約

鈴木康明氏、竹澤隆国氏及び佐藤雅秀氏は、それぞれ当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、200万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループは、監査等委員会設置会社として、取締役会にて経営に関する重要事項の決定と取締役の業務報告を行い、社外取締役を含めた監査等委員会、内部監査室、会計監査人による適正な監視体制を構築する事で、コーポレート・ガバナンスの充実が図れると考え、現状のガバナンス体制を採用しています。

なお、当社グループでは、社外取締役を選任しており、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化を図ることができております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算月は6月であり、株主総会が集中しない時期であります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後には、代表取締役及び担当役員が出席の上、決算説明会を年2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社HP (IRに関するURL) に決算短信等決算情報、決算以外の適時開示資料、最新の財務データ等を掲載しております。	
IRに関する部署 (担当者) の設置	管理部人事総務課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、「リスクマネジメント委員会」を設置するとともに、その分科委員会として、環境分科委員会を設置し、合理的かつ有効に管理する体制を整備しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、法令、社会規範、倫理並びに当社の行動規範である「コンプライアンス管理規程」を順守し、コンプライアンス体制を確保する。
- (2) 取締役会は、定期的に取締役より職務執行の状況の報告を受けるとともに、必要な場合には、臨時取締役会において報告を受ける。
- (3) 監査等委員は、「監査等委員会規程」、「監査等委員会スケジュール」に基づき、取締役会、その他重要な会議への出席を行うとともに、重要な決裁書類の閲覧等により、取締役会の意思決定と代表取締役の職務執行の状況について監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、当該情報を記録し、適切に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスクマネジメント規程」を定め、経営上のリスクに対応する。
- (2) 当社グループは、リスク管理体制の基礎として、「リスクマネジメント委員会」を設置するとともに、その分科委員会として、情報セキュリティ分科委員会、コンプライアンス分科委員会、BCM分科委員会並びに環境分科委員会を設置し、迅速かつ的確にリスクを把握し、合理的かつ有効に管理する体制を整備する。
- (3) リスクが顕在化した場合には、「リスクマネジメント規程」に従い、迅速かつ的確に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、毎月行われる取締役会において、当社の経営方針及び重要な業務執行等の経営上の重要事項を決定するとともに、代表取締役及び取締役の職務執行の監督を行う。
- (2) 当社は、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、組織体制、業務分掌及び役職者職務等を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
- (3) 取締役は、予算計画に基づく目標管理を行い、業務の効率性を確保する。
- (4) 役員、執行役員による経営会議において、経営計画の進捗管理を行う。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 使用人は、法令、社会規範、倫理並びに当社の行動規範である「コンプライアンス管理規程」を順守し、コンプライアンス体制を確保する。
- (2) 当社は、内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき業務監査を行い、使用人の職務執行の適正性を確保する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「関係会社管理規程」を定め、業務の遂行にあたっては、当社と連携を図ることとし、当社の事前決裁及び報告体制について明確に定め、企業集団における業務の適正な運用を確保している。
- (2) 各子会社に対しては、当社の内部監査室が、計画的に内部監査を行い、業務の適正性を検証する。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役は除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の求めに応じて、人事総務課等に所属する使用人に監査等委員会の職務を補助させる。
- (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動等については、必要な場合、監査等委員会の意見陳述の機会を設けることにより、他の取締役等（監査等委員である取締役は除く。）からの独立性を確保する。
- (3) 監査等委員会よりその職務の補助を要請された使用人は、監査等委員会からの命令に関しては、取締役等（監査等委員である取締役は除く。）の組織上の上長等の指揮命令を受けないこととし、監査等委員会の指示の実効性を確保する。

8. 当社の取締役等・使用人及び子会社の取締役等・使用人、監査役から当社の監査等委員会への報告体制及び当該報告をした者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社の取締役等・使用人及び子会社の取締役等・使用人・監査役は、当社及び子会社にとって業務上重要な事項については、直ちに当社の監査等委員会に報告する義務を負う。
- (2) 監査等委員は、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席し、意思決定の過程や職務執行に係ることに付き、必要に応じ意見・質問などを行うこととする。
- (3) 監査等委員は、拠点長会議等、重要な会議に出席し、報告を受ける。
- (4) 当社は、監査等委員会に報告を行った当社の取締役等・使用人及び子会社の取締役等・使用人、監査役に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役等に周知徹底する。

9. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社監査等委員がその職務の執行につき当社に対して費用の前払等を請求した時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役、内部監査室並びに、会計監査人と、それぞれ定期的に意見交換を行うとともに、必要に応じて、独自に外部の専門家の支援を受けることが出来る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備

- ・「クレストックリスクマネジメント方針」、「反社会的勢力対応規程」において反社会的勢力への対応方針を定め、その徹底に努めております。
- ・取引先や株主との契約書や取引約款に暴力団排除条項の導入を行い、可能な範囲内で取引状況を確認しております。
- ・トラブルの対応責任者は管理部長とし、対応責任者は、反社会的勢力に関する情報を管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを支援し、社内体制の整備、外部研修への参加、社内研修の実施、警察及び静岡県企業防衛対策協議会と連携等を行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

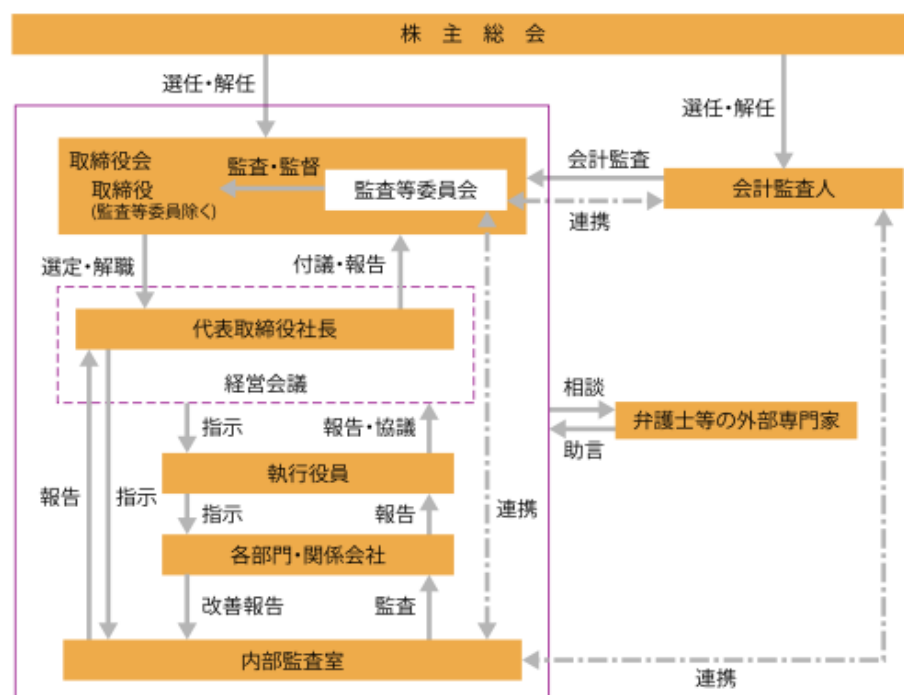
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示プロセスは、以下のとおりであります。

<コーポレート・ガバナンス体制>



<適時開示プロセス>

